

B-α-2 別紙

愛知県風俗案内所規制条例に基づく指示、事業停止命令及び事業廃止命令の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、特定風俗案内業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）が行った条例違反行為等に対し愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示、事業停止命令又は事業廃止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 愛知県風俗案内所規制条例（平成24年愛知県条例第14号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、特定風俗案内業者に対し、必要な指示をすることをいう。
- (2) 事業停止命令 条例第14条の規定に基づき、特定風俗案内業者に対し、当該特定風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (3) 事業廃止命令 条例第14条の規定に基づき、特定風俗案内業者に対し、当該特定風俗案内業の廃止を命ずることをいう。
- (4) 条例違反行為 条例に違反する行為をいう。
- (5) 条例違反行為等 条例違反行為又は指示に違反する行為をいう。
- (6) 事業停止期間 事業停止命令において特定風俗案内業者が当該特定風俗案内業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(条例違反行為等の分類)

第3条 条例違反行為等は、その軽重に応じ、別表に定めるとおり、A、B、C、D、E、F及びGに分類するものとする。

(指示を行うべき場合)

第4条 特定風俗案内業者が条例違反行為等を行ったとき、又は特定風俗案内業者が代理人等に対し指導及び監督その他代理人等による条例違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等が条例違反行為等を行ったときは、指示を行うものとする。ただし、事業廃止命令を行ったときは、指示を行わないものとする。

(指示の個数)

第5条 1個の条例違反行為等に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の条例違反行為等に対して1個の指示を行うこと及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第6条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

- (1) 指示の理由とした条例違反行為等と同種又は類似の条例違反行為等が将来において行われることを防止するための措置
- (2) 条例違反状態が残存しているときは、当該条例違反状態を解消するための措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、清浄な風俗環境を害する行為、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為又は特定風俗案内業者による不当な行為を防止するために必要な措置
- (4) 前3号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2 前項各号に規定する措置については、指示の理由とした条例違反行為等の態様、当該条例違反行為等により生じた条例違反状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

(事業停止命令との関係)

第7条 特定風俗案内業者又は代理人等が行った条例違反行為等について次条の規定により事業停止命令をするときであっても、当該条例違反行為等について必要な指示を併せて行うことを妨げない。

(事業停止命令を行うべき場合)

第8条 特定風俗案内業者又は代理人等が次の各号のいずれかに該当し、著しく清浄な風俗環境を害し若しくは著しく青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は特定風俗案内業者による著しく不当な行為を防止するため必要があると認めるときは、事業停止命令を行うものとする。

- (1) 特定風俗案内業者がB、C若しくはDに分類される条例違反行為等を行ったとき、又は特定風俗案内業者が代理人等に対する指導及び監督その他代理人等による条例違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がB、C若しくはDに分類される条例違反行為等を行ったとき。

(2) 特定風俗案内業者がE、F若しくはGに分類される条例違反行為を行った場合又は特定風俗案内業者が代理人等に対する指導及び監督その他代理人等による条例違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がE、F若しくはGに分類される条例違反行為を行った場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ 特定風俗案内業者又は代理人等が当該条例違反行為を行った日前1年以内に特定風俗案内業者が当該条例違反行為と同種又は類似の条例違反行為を行ったことにより指示又は事業停止命令を受けたことがあるとき。

ロ 特定風俗案内業者又は代理人等が当該条例違反行為によって検挙されたとき（起訴相当として送致されたときに限る。）。

ハ 特定風俗案内業者又は代理人等が当該条例違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

ニ イ、ロ又はハに掲げるもののほか、当該条例違反行為の態様が極めて悪質であって社会的反響が著しく大きいとき。

（事業停止命令の個数）

第9条 1個の条例違反行為等については、1個の事業停止命令を行うものとする。

（基準期間等）

第10条 事業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる条例違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) B 基準期間は180日、短期は60日、長期は180日とする。

(2) C 基準期間は90日、短期は40日、長期は180日とする。

(3) D 基準期間は40日、短期は20日、長期は180日とする。

(4) E 基準期間は20日、短期は10日、長期は80日とする。

(5) F 基準期間は14日、短期は5日、長期は40日とする。

(6) G 基準期間は7日、短期は5日、長期は20日とする。

（事業停止命令の併合）

第11条 条例違反行為等に該当する行為が2個以上行われた場合において、事業停止命令を行うときは、第9条の規定にかかわらず、1個の事業停止命令を行うものとする。

2 前項の規定により事業停止命令を行うときの基準期間、短期及び長期は、前

条の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。ただし、これらの期間は、180日を超えることはできない。

(1) 基準期間 各条例違反行為等について前条により定められた基準期間の最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間

(2) 短期 各条例違反行為等について前条の規定により定められた短期のうち最も長いもの

(3) 長期 各条例違反行為等について前条の規定により定められた長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間

(観念的競合)

第12条 特定風俗案内業者又は代理人等が行った1個の行為が2個以上の条例違反行為等に該当するものである場合において、事業停止命令を行うときは、第9条の規定にかかわらず、1個の事業停止命令を行うものとする。

2 前項の規定により事業停止命令を行うときの基準期間、短期及び長期は、第10条の規定にかかわらず、各条例違反行為等について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(常習違反加重)

第13条 特定風俗案内業者が事業停止命令を受けた日から3年以内に当該特定風俗案内業者に事業停止命令を行うときの基準期間、短期及び長期は、第10条の規定にかかわらず、当該事業停止命令に係る条例違反行為等について第10条から前条までの規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、180日を超えることはできない。

(事業停止期間の決定)

第14条 事業停止期間は、第10条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第10条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、情状により基準期間より短い期間を事業停止期間とすることができる。

(1) 他人に強いられて条例違反行為等を行ったこと。

(2) 特定風俗案内業者（法人にあっては、その役員）の関与がほとんどなく、かつ、代理人等が行った条例違反行為等を防止できなかったことについて過

失がないと認めること。

(3) 特定風俗案内業者が条例違反行為等により生じた条例違反状態を解消若しくは回復するための措置又は当該条例違反行為等と同種若しくは類似の条例違反行為等が将来において行われることを防止するための措置を自主的にとっていること。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第10条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、情状により基準期間より長い期間を事業停止期間とすることができる。

(1) 代理人等のうち多数の者が関与するなど、条例違反行為等の態様が極めて悪質であること。

(2) 青少年の健全な育成に著しい障害を及ぼすおそれがあると認めること。

(3) 公衆に著しい迷惑を及ぼしたこと。

(4) 付近の住民からの苦情が多数あること。

(5) 特定風俗案内業者又は代理人等が条例違反行為等を行った日前3年以内に当該特定風俗案内業者が、当該条例違反行為等と同種又は類似の条例違反行為等を理由として、指示又は事業停止命令を受けたことがあること。

(6) 特定風俗案内業者又は代理人等が条例違反行為等に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

(7) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(8) 特定風俗案内業者に改悛の情がみられないこと。

(事業廃止命令との関係)

第15条 条例違反行為等に対して事業廃止命令を行うときは、事業停止命令は行わないものとする。

(事業廃止命令を行うべき場合)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合であつて、再び条例違反行為等を行うおそれが強い等事業の健全化が期待できないと認めるときは、事業廃止命令を行うものとする。

(1) 特定風俗案内業者がAに分類される条例違反行為を行ったとき、又は特定風俗案内業者が代理人等に対し指導及び監督その他代理人等による条例違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がAに分類される条例違反行為を行ったとき。

(2) 第10条から第13条までの規定により事業停止命令の長期が180日に達した

場合であつて、かつ、第14条第3項に掲げる事由が複数あるとき。

- (3) 特定風俗案内業者が、60日以上事業停止命令を受けた日から1年を経過しない場合であつて、当該特定風俗案内業者又は代理人等が当該事業停止命令の理由となつた条例違反行為等と同種の条例違反行為等を行ったとき。

(情状による軽減)

第17条 特定風俗案内業者又は代理人等がAに分類される条例違反行為を行った場合であつても、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、事業廃止命令に代えて事業停止命令を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により事業停止命令を行うときの事業停止期間は、60日以上180日以下とする。